※この欄は記入しないこと

支給決定	常務理事	業務部長	担当者	年 月 日 資格取得 年 月 日 資格喪失	標準報酬月額	年 月 日 起案 支給決定金額
				支給対象 年 月 日から 日まで 日分	千円	

計算内訳			
自己負担額	診療点数 点 × 10円 × 0. =	自己負担額 レセ領収	円
	点 × 10円 × 0. =	レセ領収	円
	点 × 10円 × 0. =	レセ領収	円
自己負担額	円－{ 円＋（ 円－ 円）×1％ / 円 } =		円
区分	本人・家族・合算	多数該当	ア・イ・ウ・エ・オ・低Ⅱ・低Ⅰ

所属事業所担当者	

健康保険高額療養費支給申請書

裏面の注意事項をよく読んで記入してください

（ 年 月診療分）

被保険者（申請者）が記入するところ

①被保険者証の記号番号		－		③事業所の名称
②被保険者氏名				
④療養を受けた者の氏名 生年月日（続柄）		1. . .（ ）	2. . .（ ）	3. . .（ ）
⑤傷病名 ケガの場合は傷病発生状況調査書を併せて提出してください。				
⑥療養を受けた病院・診療所等の名称及び所在地	名称			
	所在地			
⑦⑥の病院等での療養の期間及び入院・通院の区別		□入院 □通院 年 月 日から 日まで	□入院 □通院 年 月 日から 日まで	□入院 □通院 年 月 日から 日まで
⑧⑦の期間の療養に対し病院等で支払った額		円	円	円
⑨他の制度により自己負担額相当額またはその一部の支給を受けられるかどうか		□受けられる 費用徴収 ：□有・□無 制度名（ ） □受けられない	□受けられる 費用徴収 ：□有・□無 制度名（ ） □受けられない	□受けられる 費用徴収 ：□有・□無 制度名（ ） □受けられない

⑩今回申請の診療月以前1年間に当健康保険より高額療養費の支給を3回以上受けた場合、その直近の診療月、被保険者証の記号・番号

診療年月		年 月診療分	年 月診療分	年 月診療分
被保険者証の	記号			
	番号			

上記について高額療養費を請求します。

年 月 日

被保険者（申請者）

〒 －

住所

氏名

電話 （ ）

電線工業健康保険組合理事長 殿

振込先指定口座				
金融機関名	□銀行 □信金 □信組 □農協	□本店 □支店 □出張所	預金の種類 □1.普通 □2.当座	
口座名義 カタカナで記入		口座番号		左づめ

委任状

わたくしは、（ ）を代理人と定め、上記請求した給付金の受領方を委任します。

委任者 住所

氏名

代理人 住所

氏名

※委任状欄は、この給付金の受け取りを 代理人（事業主） に委任する場合のみ記入してください。

※口座名義人は被保険者（申請者）を記入してください。

高額療養費支給申請書記入上の注意

1．　申請は月単位です。診療月ごとに申請してください。

2．　１ヶ月の自己負担額が自己負担限度額を超えた場合に、その超えた額が高額療養費として支給されます。

3．　高額療養費の「自己負担額」について（⑧欄）

保険診療分として支払った自己負担額に限られます（健康保険が適用された、治療用装具等の自己負担相当額や柔道整復師等の施術で支払った自己負担相当額を含む）。なお、⑨欄において費用徴収（有）の場合は、実際支払われた費用の額を記入してください。

○ 対象となる自己負担額は、次のとおりに算出した額です。

・診療月ごと

・受診者ごと

・医療機関ごと（調剤薬局分は処方箋を交付した医療機関分に含める）

※ 同一の医療機関でも入院と通院、医科と歯科はそれぞれ別に計算します。

※ 入院時の食事負担額、室料の差額や歯科の材料差額などの保険診療とならないものは対象外です。

4．　世帯合算（被保険者と被扶養者）70歳未満

上記算出方法にて算出した自己負担額のうち、**21,000円以上の自己負担額**が合算の対象となります。21,000円以上の自己負担額が複数ある場合はそれらを合算し、その合算額が自己負担限度額を超えた場合に支給されます。

④から⑨欄の２、３は21,000円以上の自己負担額が複数ある場合にそれぞれ記入してください。

5．　⑨欄　他の公的制度（自治体など）により医療費の自己負担相当額またはその一部について給付を受けられるかどうかについて該当する方に印をつけ、受けられる場合はその制度名および費用徴収（窓口負担）の有無について記入してください。（有）の場合は、徴収された費用の額を証する領収書等を添付してください。

6．　一定の制度により自己負担相当額について給付を受けられる場合は、この高額療養費は支給できません。ただし、実際に費用徴収された場合で一部負担金に相当する額が合算対象額以上のものについては、費用徴収の多少にかかわらず、実際に徴収された費用は世帯合算の対象となります。

7．　⑩欄　今回申請の診療月以前の１年間に３回以上高額療養費の支給を受けている場合は、直近の３回分について記入してください。（限度額適用認定証等を使用し、高額療養費を現物給付で受けた月を含む）４回目以降の自己負担額が軽減されます。【多数該当】

◎申請書には費用の額を証する領収書の写しを添付してください。
◎高額療養費の支給は、医療機関から提出される診療報酬明細書により決定します。審査機関を経由して診療月の翌々月以降に健康保険組合へ提出されるため、支給決定まで診療月から３ヶ月程度かかります。

《委任状欄》

委任状欄に記入があった場合は、委任払いとなりますのでご注意ください。

高額療養費自己負担額

所得区分による自己負担額限度について　　（平成27年１月診療分より）

○70歳未満の方

区分	標準報酬月額	自己負担限度額（月額）	多数該当
ア	８３万円以上	252,600円＋（総医療費－842,000円）×１％	140,100円
イ	５３万～７９万円	167,400円＋（総医療費－558,000円）×１％	93,000円
ウ	２８万～５０万円	80,100円＋（総医療費－267,000円）×１％	44,400円
エ	２６万円以下	57,600円	44,400円
オ	低所得者	35,400円	24,600円

○70歳以上75歳未満の方（高齢受給者）　　（平成３０年８月診療分～）

所得区分	自己負担限度額（月額）	
	通院（個人ごと）	通院・入院（世帯単位）
標準報酬月額83万円以上	252,600円＋（総医療費－842,000円）×１％ 〈多数該当140,100円〉	
標準報酬月額53万円～ 標準報酬月額79万円	167,400円＋（総医療費－558,000円）×１％ 〈多数該当93,000円〉	
標準報酬月額28万円～ 標準報酬月額50万円	80,100円＋（総医療費－267,000円）×１％ 〈多数該当44,400円〉	
一般 標準報酬月額26万円以下	18,000円 〈年間上限144,000円〉	57,600円 〈多数該当44,400円〉
低所得者Ⅱ	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ		15,000円

・**総医療費**

保険診療分としてかかった全ての医療費（健保負担分＋被保険者負担分）

・**自己負担額**

保険診療分として支払った自己負担額に限られます。（健康保険が適用された、治療用装具等の自己負担相当額や柔道整復師等の施術で支払った自己負担相当額を含む）

◎自己負担額の算出方法

診療月ごと、受診者ごと、医療機関ごとに分けて計算します。

注意※同一の医療機関であっても、入院と通院、医科と歯科はそれぞれ別計算します。

※調剤薬局で調剤を受けた場合は、処方箋を交付した医療機関分に含めます。

※入院時の食事負担額、室料差額などの保険適用外のものは対象外です。

・**多数該当**

診療月以前の直近12ヶ月に同一保険者から３回以上高額療養費の支給を受けている場合、４回目から自己負担額が引き下げられます。（限度額適用認定証等を使用し高額療養費を受けた月を含む）

・**世帯合算**

同一診療月において同一世帯内で**21,000円以上**の自己負担額（上記算出方法による）が複数ある場合は、それらを合算し、合算額が自己負担限度額を超えた場合に支給されます。（高齢受給者の方は、全ての自己負担額が対象）

なお、同一世帯とは被保険者とその被扶養者のことです。

・**高齢受給者**

70歳以上75歳未満の方。（70歳になる誕生日の前日が属する月の翌月１日から）

・**低所得者（オ）、低所得者Ⅱ**（住民税非課税・年金収入80万円～160万円）

次のいずれかに該当する方です。ただし、低所得者、低所得者Ⅱの要件に該当した場合でも、療養のあった月において所得区分ア・イまたは現役並み所得者に該当する方は、その該当区分が適用されます。

１．療養のあった月の属する年度（４月から７月までの診療分については前年度）の市区町村民税が非課税の被保険者若しくはその被扶養者

【添付書類】市町村民税非課税証明書

※　４月から７月診療分については前年度の証明が、８月から翌年３月診療分については当年度の証明が必要となります。ただし、同一年度（８月から翌年７月まで）内で、すでに証明書を提出している場合は添付不要です。

２．　療養のあった月において生活保護の要保護者であって、高額療養費の低所得者の適用を受けることにより生活保護の被保護者とならない被保険者若しくはその被扶養者。

【添付書類】福祉事務所の保護廃止決定通知等（写の場合は事業主または福祉事務所長の原本証明のあるもの。）

・**低所得者Ⅰ**（住民税非課税・年金収入80万円以下）

低所得者Ⅱに該当する方で、世帯全員の市町村民税に係る総所得金額等がない方。ただし、低所得者Ⅰの要件に該当した場合でも、療養のあった月において現役並み所得者に該当する方は、現役並み所得者の区分が適用されます。

・**現役並み所得者**

高齢受給者証の負担割合が３割の方。

標準報酬月額が28万円以上である高齢受給者の被保険者およびその高齢受給者である被扶養者。

ただし、70歳以上の被保険者とその70歳以上の被扶養者の前年（療養を受けた月が１月から８月の場合は前々年）の収入の合計が520万円（70歳以上の被保険者に70歳以上の被扶養者がいない場合は383万円）に満たない場合等には、申請により一般所得者となることができます。

・**一般所得者**

標準報酬月額が26万円以下である高齢受給者の被保険者およびその高齢受給者である被扶養者等。

・**特定疾病に係る特例**

人工透析を実施している慢性腎不全などの疾病で、健康保険組合の認定を受けた方。

特定疾病にかかる高額療養費算定基準額（月額）	
①適用区分ア・イに該当する被保険者又はその被扶養者で、人工透析を要する方（70歳未満）	20,000円
②①以外の方	10,000円